

## 生活保護改悪を許さず、抜本的な拡充を求める意見書（案）

政府は来年度、生活保護の生活扶助基準の見直しを行おうとしています。実施されれば減額される世帯は67%にも上り、生活扶助費は最大5%、平均1.8%削減され、総額年間210億円の削減です。

2013年に続く連続引き下げであり、合わせると1100億円にもなります。これは生活保護受給者だけの問題ではなく、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な国民生活に影響を与えるものです。

最大の問題点は、「一般低所得世帯」に合わせ生活扶助基準を引き下げるという方針です。「冬場、お風呂は週1回沸かすだけ」「食パンは半額になってから購入する。底値以上のものは買わない」など、現在の生活扶助基準でも、憲法が保障する「健康で文化的な生活」とは程遠い水準です。

安倍政権のもと、主要国で日本だけ所得が低下し、貧困ラインが下がり続けています。「低所得者世帯との均衡を図る」という理由で、さらなる生活扶助基準の引き下げを行えば、国民全体の貧困化を招くことになります。

日本の生活保護利用率は、他の先進国と比べ低い1.7%です（フランス=5.7%、イギリス=9.3%、ドイツ=9.7%）。国連社会権規約委員会からも勧告を受けているように、政府の責任で「生活保護を受けることは恥」というステигマ（恥の意識）を解消することこそ急務です。

よって本議会は、生活保護制度は憲法25条にもとづく国民の正当な権利であることを確認し、政府に対して生活扶助削減の方針を撤回するとともに、2013年の削減前の水準に戻すことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

茨城県議会議長 山岡恒夫

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長